

「貴族になりたい 放棄地でも評価額 134 分の 1」 2015/6/3 3:30 日本経済新聞 朝刊
には次の記述が見られます。

宗教活動も非課税とされるが線引きは曖昧だ。

江戸幕府 4 代将軍の徳川家綱が建てた回向院（東京・墨田）にあるペット納骨堂は生花が絶えない。愛馬を弔った家綱以来、動物供養を続ける。東京都は 03 年、ペット納骨堂は営利目的にも使われているとして固定資産税を支払うよう求めた。回向院は「非課税のはず」と訴え東京高裁は 08 年、課税取り消しを命じた。

「もう終わった話」。勝訴した回向院の本多将敬副住職（39）は余裕の口調だ。一方、都は「多くのペット霊園は納税しているのに……」（固定資産税課）。にらみ合いは今も続く。

これを読んだ読者はどう思うだろうか？よくある宗教法人の収益事業優遇のように思わないだろうか。実は院さんはペット葬祭事業については法人税を払っているのです。そこで東京都は、法人税では収益事業として払っているのだから、固定資産税も非課税ではないと思いついで、物の遺骨の安置されているお堂と供養塔を課税したのです。

しかし、固定資産税は収益事業だと課税するとは書いてありません。非課税になるかどうかは、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第 3 条に規定する境内建物及び境内地」（地方税法 3 4 8 条 2 項 3 号）になるかどうかです。

地裁ではなぜか東京都が勝ちました。しかし、論理がおかしかったので、高裁段階で私も意見書を書いて、回向院さんを応援しました。東京高裁平成 20 年 1 月 23 日判決は次のように逆転して、非課税だと判断してくれました。

これを本件についてみると、前記認定の事実によれば、控訴人においては、江戸時代の開祖以来動物の供養を行ってきたこと、控訴人において動物を供養することが世間一般に広く受け入れられ庶民の信仰の対象となってきたこと、控訴人は、A 堂及び供養塔において動物の遺骨の安置をするとともに、毎日勤行で動物の供養を行うほか、月 1 回あるいは年 3 回の動物供養の法要を行っていることが認められるのであるから、これらの使用状況からみれば、A 堂及び供養塔は、本件ロッカー部分のみならず、その敷地部分も含めて全体が宗教法人である控訴人が専ら宗教目的に使用する施設であって、その宗教活動のために欠くことができないものであるというべきである。

したがって、A 堂及び供養塔は、その敷地部分も含めて、地方税法 3 4 8 条 2 項 3 号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第 3 条に規定する境内建物及び境内地」に該当するものと認められる。

ですから、この事件については、私は判決が妥当だと思っています。